

省内の総合調整、中枢機関

大臣官房は、国会、他省庁、マスメディア、国民一般等に関する省全体の代表窓口としての機能を果たし、省内の総合調整を行う中枢機関です。

法令案の審査

企画立案された政策を実現するためには、法律、政令、省令等の法令の整備が欠かせません。大臣官房では、論理性が高く、かつ、明確性を備えた法制度を整備するため、法令の制定改廃について審査を行っています。

厚生労働省予算の概要

平成19年度の厚生労働省一般会計予算の規模は、21兆4,769億円であり、前年度予算と比較すると、5,352億円の増加、伸び率では2.6%の増加となっています。

平成19年度の国の一般会計予



厚生労働行政の国際的展開について

国際ニュースでも近年、牛肉の安全性をはじめとする食品安全の問題、鳥インフルエンザなどの感染症問題、経済連携協定における人の移動の問題など、頻繁に厚生労働行政が絡むものが多く取り上げられるようになってきています。

国際機関への積極的な参画・協力

全ての人々が可能な最高の健康水準に達することを目的とし、感染症対策、医薬品・食品安全対策、健康増進対策等を行っている世界保健機関（WHO）、労働条件の改善を通じた社会正義の確立と恒久平和の実現を目的として、国際労働基準の設定、雇用機会の増進などを

当省の予算は、高齢化の進展等により、今後とも増加が見込まれており、年金、医療、介護等の社会保障制度の持続可能性・安定性を高めていくためには、引き続き、給付の伸びの抑制を図るための施策を講じていくことが求められています。

行っている国際労働機関（ILO）、世界の経済成長に貢献することを目的に、先進諸国が共通する経済・社会問題について研究・議論する経済協力開発機構（OECD）の各種活動において、理事国等として積極的に参画・協力しています。

また、主要先進8カ国（G8）、東南アジア諸国連合と日本・中国・韓国（ASEAN+3）、アジア太平洋経済協力（APEC）、アジア欧州会合（ASEM）などの各枠組みにおいて感染症対策、雇用創出など厚生労働分野における課題を討議する大臣会合等が開催され、我が国も積極的に参画しております。

厚生労働分野における技術協力

保健・医療、水道、社会福祉、雇用創出、職業能力開発などの各分野において、我が国の知識・経験を活かして、WHO、ILOの国際機関等を通じ、また国際協力機構（JICA）等と協力して、ワークショップ開催、専門家派遣、研修員受入れなどにより、開発途上国の人づくり、制度づくりに貢献しています。



●ラオスにおける水道施設拡張計画

政策対話の推進

我が国と共通の課題に取り組む諸外国との国際比較の中で我が国制度の特性や問題点等について検証し、我が国の政策立案の参考とするため、社会保障制度や雇用対策等の政策対話をEU、韓国、オーストラリア、ドイツ、中国との間で行っています。

経済活動の国際化への対応

経済活動が国際化し、ヒト・モノ・カネの国境を越えた動きが活発化する



●2006年12月7日第7回世界健康安全保障閣僚級会合にて議長を務める柳澤厚生労働大臣（右から4番目）

(第三種輸出物認可)		2006年(平成18年)9月10日(日曜日)	
A	B	C	D

中で、対外経済問題の重要性は増しています。

WTOの多国間貿易体制における自由化を補完する二国間経済連携協定（EPA）締結に向けて、アジア諸国を中心にいくつかの国とは、人の移動を含む交渉等を行っています。

また、日米間、日EU間、日中間では、医薬品、医療機器、食品等の分野をはじめとした規制等に関する経済協議を行っています。

看護師 比と「経済連携協定」締結

ほのか、砂糖、一定量まで、税を適用する。
用機器の喪失は、日本の業界団体が若者

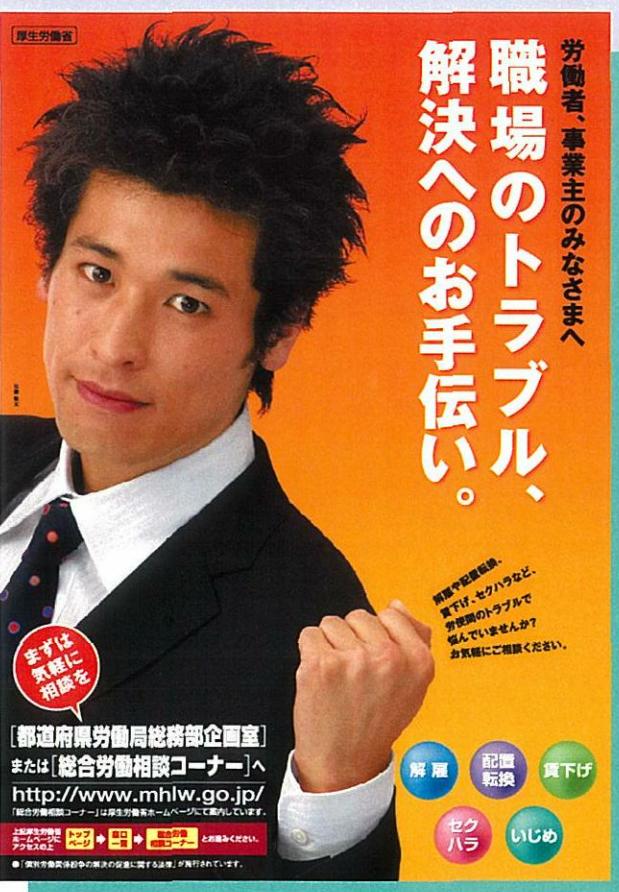
●平成18年9月10日読売新聞より
この記事・写真等は、読売新聞社の許諾を得て転載しています。
無断で複製、送信、出版、領布、翻訳等著作権を侵害する一切の行為を禁じます。

都道府県労働局・地方厚生局の総合的監督を行うとともに、個別労働紛争解決制度の実施について、都道府県労働局への指導及び広報等を行っています。

個別労働紛争の解決の促進

経済社会情勢の変化に伴い、解雇、配置転換、賃金引下げ、いじめ等個々の労働者と事業主との間の紛争（個

別労働紛争）が近年増加しています。これらの紛争の解決を促進すべく、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行されており、①全国約300カ所に設けられた総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談、②労働局による助言・指導、③紛争調整委員会によるあっせん等の制度を運用し、紛争の迅速・適正な解決の促進を図っています。



科学に対する基本的態度

行政施策は、適切な科学的根拠に基づいて推進する必要があります。そのため、国立試験研究機関を所管し、厚生労働行政を理論面、技術面から支え、目的・本質に対して正当性を説明できるルール作りにつなげていくという考え方を基本としています。法令、ガイドライン、各種助成制度は、この厚生労働科学に基づき立案・実施されています。

厚生労働科学の推進

厚生労働科学は、人類が疾病を克服することを目指し、医療・創薬等の分野における最先端研究をはじめ、生活習慣病等の疾患の予防・治療等に関する研究や食品・医薬品等の安全確保のための研究などを積極的に推進します。

超高齢社会への道を歩む我が国の状況を踏まえ、「安全・安心で質の高い健康生活を実現する」ということを基本的考え方とし、「健康安全の確保」、「健康安心の推進」、「先端医療の推進」という3つのキーワードで厚生労働科学は推進されています。

平時は科学技術、緊急時は健康危機管理の司令塔

厚生労働行政における科学技術の開発と普及を進め、最先端の成果を活用して国民生活の未来を切り拓くこと、健康に対する脅威に迅速に対応して国民生活を守ること、この2つの大きな使命を果たすため、省内における総合的な企画調整を行っています。

(1) 健康安全の確保

近年、高病原性鳥インフルエンザの発生、ノロウイルスによる胃腸炎の流行など、感染症対策が新たな課題となっており、また、BSEを始めとした食の安心・安全への関心が高まっています。こうした国民の健康面での不安を解消するための研究を推進します。

- 新興・再興感染症研究
- エイズ対策研究
- 医療安全・医療技術評価総合研究
- 食品の安心・安全確保推進研究

(2) 健康安心の推進

（健康寿命の延伸）
我が国の死亡原因の第1位を占め、誰もが不安を感じる「ガン」、1兆円を超える医療費や1600万人にも及ぶ予備軍を抱える「生活習慣病」、健康寿命の終焉となる「要介護・要支援状態」などが健康面での課題です。

厚生労働省の科学技術研究の推進の基本的考え方

平成19年度当初内示科学技術関係予算
1315億円(1308億円,+0.5%)
うち厚生労働科学研究費補助金
428億円(428億円+同額)



健康危機管理

「いつも」の安心、「もしも」の時の安心、この2つがなければ安心は完結しません。

「いつも」の安心は、医薬品や食品の安全性の確保など、目に見えない地道な規制行政の成果です。およその原因が分かり、対処方策が類型化できるものは、これに則り対応ができます。

「もしも」の時の安心は、迅速な初動体制の確保が肝要です。「もしも」の時に、情報収集・事態の把握、連絡体制確保、

専門家の招集、原因分析など、刻々と情勢が変化する中で、原因不明の事態に対する対処方策が固まっていきます。「新型インフルエンザ」の発生、バイオテロなど、あらゆる事態を想定して、健康・生命の安全を脅かす事態に対し、健康被害の予防、拡大防止、治療等に関する業務の初動体制の管理調整を行います。

「もしも」に気づく感性、感性を実働に繋げる技術的知識・基礎が相まって、健康危機管理行政は進められています。

国内健康危機管理事例



- 平成 7年1月 阪神・淡路大震災
- 平成 7年3月 地下鉄サリン事件
- 平成 8年7月 球市O15食中毒
- 平成 10年7月 和歌山市毒物混入カレー事件
- 平成 11年9月 東海村臨界事故
- 平成 12年3月 有珠山噴火
- 平成 12年6月 雪印乳業製品食中毒
- 平成 12年6月 三宅島噴火
- 平成 12年7月 九州沖縄サミット
- 平成 13年7月 兵庫・明石花火大会事故
- 平成 14年5~6月 FIFAワールドカップ
- 平成 14年~15年冬 SARS
- 平成 16年10月 新潟中越地震
- 平成 17年 4月 JR福知山線脱線事故
- 平成 18年12月 ノロウイルスによる胃腸炎流行